

福井労発基 0805 第 1 号
令和 7 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長 島田
一英 から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、
別添のとおり、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成 6 年
福井労働基準局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同
法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労発基 0805 第 3 号
令和 7 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 JAM 北陸執行委員長 宮崎敏裕から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労発基 0805 第 4 号
令和 7 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者電機連合福井地方協議会議長 島田浩平 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成 14 年福井労働局最低賃金告示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労発基 0805 第 5 号
令和 7 年 8 月 5 日

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸 殿

福井労働局長
石川 良国

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン福井県支部長 島田一英 から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成 24 年福井労働局最低賃金告示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。